

# インクルーシブ教育について

生命の教育研究所 代表 出口 勤

## 1 はじめに

これからは、高等学校において、何らかの障がいがある生徒を受け入れ、支援をしながら、教育をするようになります。肢体障がいがあって、車椅子の生徒が教室で勉強をすることは、イメージしやすいと思われませんが、インクルーシブ教育は、もっと幅広いものです。「発達障がい」「学習障がい」というような障がいのある生徒を、受け入れることとなります。これらの障がいがどのようなものであるかを、知識として知っているだけでも、ずいぶん役に立ちます。知らないで教育をすると、間違った教育をしてしまう恐れがあります。

このレポートは、平成28年3月に作成したものに加筆修正したものです。障がいのある生徒と出会ったときは、その生徒の幸せのために、障がいについて教師自身が研究をしなければなりません、とりあえず必要な最低限の知識が得られるよう記述してあります。

## 2 特別支援教育の変遷

詳しい歴史は省略しますが、以前は、障がい児を対象とした教育が、小学校等の「特殊学級」や独立した盲・聾・養護学校で行われてきました。それぞれ対象となる障がいは、次の通りです。

盲学校：視覚障がい

聾学校：聴覚障がい

養護学校：知的障がい、肢体不自由、病弱（身体虚弱含む）

特殊学級：知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他心身に故障のある者で、特殊学級において教育を行うことが適当なもの（言語障がい、情緒障がい、自閉症）

その後、2006年に学校教育法が改正され、2007年4月から「特別支援教育」が実施されることになりました。これにより、対象となる障がい種別が拡大され、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等が含まれることになりました。

また、2011年に障害者基本法が改正され、2013年に障害者差別解消法が成立したことにより、2006年に国連で採択された「障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）」の水準に日本が達したとして、日本の批准が2014年に国連事務局に承認されました。

この「障害者権利条約」に、通常学級で障がい者の教育を行う「インクルーシブ（インクルージョン）教育」のことや「合理的配慮」についての記述があります。

## 3 合理的配慮について

合理的配慮についての概略を記述します。（文部科学省HPより、「特別支援教育の在り方に関する特別委員会（第3回）配布資料」から抜粋）

#### (1) 共通

- ・点字、手話、デジタル教材等のコミュニケーション手段を確保
- ・一人一人の状態に応じた教材等の確保（デジタル教材、ICT機器等の利用）
- ・障がいの状態に応じた教科における配慮（例えば、視覚障がいの図工・美術、聴覚障がいの音楽、肢体不自由の体育等）

#### (2) 視覚障がい

- ・教室での拡大読書器や書見台の利用、十分な光源の確保と調整（弱視）
- ・障害物を取り除いた安全な環境の整備（例えば、廊下に物を置かないなど）
- ・教科書、教材、図書等の拡大版及び点字版の確保

#### (3) 聴覚障がい

- ・教材用ビデオ等の字幕挿入

#### (4) 知的障がい

- ・生活能力や職業能力を育むための生活訓練室や日常生活用具、作業室等の確保
- ・漢字の読みなどに対する補完的な対応

#### (5) 肢体不自由

- ・医療的支援体制（医療機関との連携、指導医、看護師の配置等）の整備

#### (6) 病弱・身体虚弱

- ・個別学習や情緒安定のための小部屋等の確保
- ・入院、定期受診等により授業に参加できなかった期間の学習内容の補完

#### (7) 言語障がい

- ・スピーチについての配慮（構音障がい（正しい発音ができない症状）等により発音が不明瞭な場合）

#### (8) 情緒障がい

- ・個別学習や情緒安定のための小部屋等の確保
- ・対人関係の状態に対する配慮（選択性緘黙（かんもく）や自信喪失などにより人前では話せない場合など）

#### (9) LD、ADHD、自閉症等の発達障がい

- ・個別指導のためのコンピュータ、デジタル教材、小部屋等の確保
- ・クールダウンするための小部屋等の確保
- ・口頭による指導だけでなく、板書、メモ等による情報掲示

### 4 発達障がい等の種類

発達障がいの名称等は、外国の研究による分類を参考にして、日本も分類したりしますので、名称や定義が変化します。けれども、実際に生徒の支援をする場合に、障がいの種類や診断名は、さほど問題にはなりません。当然のことですが、ADHDだと診断されたとしても、一人ひとりの行動様式は異なっていますし、複数の障がいが絡み合っている場合もあります。結局は、その一人ひとりに適した支援をしなくてはならないのであって、

「あの生徒はADHDだから、これ以上は、どうしようもない」というような、生徒の成長を支援しない言い訳のために、障がい名があるのではありません。障がい名は、単なる目安です。しかし、多様な障がいについての知識をもっていることは、教育支援において非常に有益なことです。

代表的な発達障がい等には、次のものがあります。

### (1) 自閉症

- ・「ことば・こだわり・コミュニケーション」に障がいがある。
- ・感覚過敏や感覚鈍麻（どんま）が多く見られる。
- ・知的障がいのない自閉症（高機能自閉症）もある。
- ・常同行動（手をひらひらさせる。くるくる回る等）が見られたりする。
- ・感情表現が乏しい。言葉でコミュニケーションがとれない。
- ・特定のものに執着する。細部にこだわる。
- ・迷子になりやすい。
- ・突然の予定変更でパニックになりやすい。

### (2) アスペルガー症候群

分類の定義は一定ではなく、2013年に改訂されたDSM-5（精神障害の診断と統計マニュアル第5版）では、「自閉症スペクトラム」の一種に分類されているので、今後、日本もこの名称を使用するようになるかもしれません。「スペクトラム」とは、連続体という意味で、障がいの境目がはっきりしているわけではないという考え方に基づいています。

- ・アスペルガー症候群は、自閉症に含まれるが、知的障がいはなく、ことばの能力が高い。
- ・ことばにこだわる。
- ・対人関係がうまく築けない。
- ・空気が読めない。行間を読めない。比喩や皮肉がわからない。
- ・顔の表情が読めない。
- ・大人びた話し方をする。
- ・こだわりが強い。
- ・時間の流れが理解できない（フラッシュバックが起きる）。

### (3) ADHD（注意欠陥・多動性障がい）

- ・自己抑制がうまくできない。
- ・不注意（すぐ気が散る。物を無くす。忘れ物をする。）
- ・多動性（じっとしてられない。授業中に立ち歩く。）
- ・衝動性（順番が待てない。質問が終わらないのに答える。）
- ・考えてから行動できない。
- ・癩癩（かんしゃく）を起こす。

#### (4) LD (学習障がい)

- ・「読む」「書く」「計算する」のどれかにつまづきがある。
- ・「読む」ことの障がい(読字障がい)をディスレクシアという。
- ・「聞く」「話す」「推論する」のどれかにつまづきがある場合もLDに含むことがある。
- ・記憶が苦手。
- ・整理整頓が不得手。
- ・左右、時間等が混乱する。
- ・運動が不器用(縄跳びができない等)。
- ・音読が苦手。文字を正しく書けない。
- ・計算ができない。図形問題が解けない。文章題が解けない。

#### (5) 場面緘黙(ばめんかんもく)

- ・情緒障がいに分類される。
- ・特定の場面でだけ全く話せない。(自宅で家族と話ができて、学校では話せない等)
- ・表情、動作、その他のやり方(メール等)で、コミュニケーションはとれる。

#### (6) 統合失調症

- ・精神障がいに分類される。
- ・認知、情動、意欲、行動、自我意識等、多彩な精神機能の障がいが見られる。

### 5 支援の具体的取組について

#### (1) 組織としての実態把握

発達障がいがあるかどうかにかかわらず、「気になる子」「困った子」を支援しなければなりません。教員から見ると「気になる子」「困った子」は、「困っている子」に違いないのです。しかし、その対応を担当教員だけでは、負担が大きくなる場合があります。やはり、組織で対応すべきでしょう。対象生徒の状況を、全教員が理解しておく必要があります。三重県内のある学校でのことですが、障がいのある生徒が登校してくる日がわかり、全教員で事細かに対応のしかたを検討して理解していましたが、そのことを知らされてなかった非常勤講師の先生のなにげない一言で、その生徒は、登校できなくなりました。神経質になりすぎることはないのですが、そういうこともあるのだと、心に留めておく方がよいと思います。先生が「困る」のではないのです。その生徒が「困る」のです。

#### (2) ケース会議

ケース会議とは、大雑把に言えば、個々の支援対象者について不定期に開催される会議のことで、必要に応じて外部機関(児童相談所、市役所福祉課等)からもメンバーに加わってもらって行うものです。また、これは、「関係者会議」という言い方をすることもあります。

専門家の意見は、非常に有益です。例えば、ノートをとらない生徒の状況を担任が説明すると、専門家から「そ

の生徒は、文字の認識ができていない可能性があります」等のアドバイスが即座にもらえたりします。文字の認識ができていないなら、ノートをとることはできません。それなのに、「ノートをとりなさい」と指導することは、指導に従わないからとイライラする教員にとっても、できないことを強要される生徒にとっても不幸なだけです。別の指導方法をとらない限り、何も解決しないのです。

### (3) 個別の指導計画

「個別の指導計画」は、一学期ごとまたは年間の教科学習等に関する計画について記載します。これは、必ずしも作成しなくてはならないというものはありませんが、教育支援をするにあたり、状況を把握し、それを整理して記録し、進捗状況を確認することは、何も記録がない状態で支援をしているより、効率がよいと思います。例えば、「国語：漢字の読み書き不安がある」とか、「体育実技：運動が不器用」等、また、全教科にわたり、「拡大したプリントを使用する」とか、「気が散らないよう、前の座席にする」等、支援対象者の困り感を教員が理解し、少しでもその困り感を軽減させる気づきを記載していけばよいだけのことです。

計画とは、効率的に行動するために必要なものであって、計画を作成するのに多くの時間をかける必要はありません。「個別の指導計画」は、各教科10分程度で作成できるような内容でかまわないでしょう。

### (4) 個別の教育支援計画

「個別の教育支援計画」は、卒業後のことも視野に入れながら、卒業までにどれほどの成長を目標とするか、支援対象者本人の願い、保護者の願い等も含めて確認し、障がい等に関して、常に意識しておくべきことを記載しておきます。ここには、医療や福祉に関わる記録も記載し、その支援対象者への過去から現在までの支援の実態が分かるようにしておきます。障害者差別解消法の施行に伴い、これからは合理的配慮に関する本人及び保護者との合意形成の過程と結果についても記載することになるでしょう。

この「個別の教育支援計画」も、必ずしも作成する必要はありませんが、服薬の状況など、学校として把握しておいた方がよいこともあり、それらの個人情報を一カ所にまとめておくことは、非常に効率がよいと思います。

## 6 具体的な対処の仕方について

障がいや病気があろうとなかろうと、気になる生徒が社会で生活していくのに、少しでも困り感が減少するよう、教育によってその生徒の成長を支援したいと考えます。診断名がはっきりしていたとしても、決まったパターンで指導ができるわけではないので、発達障がい等は、個性の範囲ととらえ、支援をします。「なぜできないの!」「勝手なことばかりして!」等の教員の言葉は、その生徒の自尊感情を高めることを阻害しているということに教員自らが気づかなければなりません。

三重県の特別支援学校で実施されていた工夫を紹介します。

### (1) 見通しを持たせる

授業等は、何をどのような順番で行うのか、どうなったら授業が終わるのか、ということが分かるように、

事前に提示する。

(2) 指示は明確に伝える

指示は、短く、具体的に。「きちんと」「もう少し」等のあいまいな表現はしない。「ちゃんと」という単語が、何を意味しているのか理解できない。

中途半端な返事や指示は、混乱させるだけ。

例： × 教室が汚れるでしょう！ちゃんとゴミを拾いなさい！

○ ゴミを拾いましょう。

(3) できていること、できたことを当たり前と思わずにほめる

教員は、できないことに目が行ってしまいがちになる。

叱る機会よりほめる機会を多くする。

(4) テンションをあげない

生徒が興奮した時、教員がテンションを上げると、何の解決にもならない。

黙って目を見つづけるだけで良い。話す必要があれば、低いトーンで話す。

(5) トラブったらチャンス

トラブルが起こったら、どうすれば良かったのかを一緒に考える。

「これから気をつけようね」では、同じことを繰り返す。

(6) 注意を喚起する

「〇〇さん」と言ってから、全体に指示を与える。

全体に指示を与えるだけでは、自分に言われていると思っていない。

(7) カードを見せる

「静かにしましょう」等の文字や絵がかかっているカードを見せる。

声を出して特定の子を注意すると、他の子の集中が途切れてしまう。

(8) 行動マニュアルをつくる

「授業中イライラしたら」等からスタートするフローチャートを作成する。行き着く先が「あばれる」なら「×」、「教室をでて落ち着かせる」なら「○」、「教室に戻る」なら「◎」等になるようにしておいて、どう行動することが良いことなのかを想定させる。このとき、全ての行動パターンを記述し、フローチャートにない抜け道の行動をさせないようにする。

## (9) コミュニケーションツールは何でも利用する

場面緘黙の子は、話ができないだけで、意思表示はできる。その方法は「ホワイトボードに文字を書かせる」「50音の表に指差しをさせる」「スマホで文字を打たせる」等、その子に応じたコミュニケーションツールが使えることがある。

## 7 おわりに

高等学校において、今後、アクティブ・ラーニング型の授業が実施されていきますが、何らかの発達障がいのある生徒は、一斉講義形式の授業より、アクティブ・ラーニング型の授業の方が学力の向上に関して適しているかもしれません。しかし、そうなりますと、場面緘黙等の生徒の学力保障について、配慮しなければならないことがでてくるでしょう。高等学校における特別支援教育は、まだまだこれからです。例えば、医療的支援において、その日の生徒の様子について、すぐに担当医と相談ができる体制が整っているわけではありません。また、LD（学習障がい）等の生徒の単位認定等についても、今後、研究していかなければならないでしょう。

教育は、子どもたちの幸せのためにあります。教員の知識不足や研究不足のせいで、子どもたちが不幸になることがあってはなりません。しかし、一人でする研究など、たかが知れています。仲間同士で話し合いながら、時には愚痴も言っ、子どもたちの幸せのために行動しましょう。誰かの幸せのために尽力すること、結局は、それが自分自身の幸せにもつながります。必要なことは行動です。一緒にがんばりましょう。

### 【おすすめ参考文献】

『図解よくわかる 発達障害の子どもたち』榊原洋一（ナツメ社）

『ゼロから教えて 発達障害』小野寺敦子（かんき出版）

発達障がいの本は、多数あります。あっさり読めそうなものを手に取り、お読みいただければよいかと思えます。

『行為障害と非行のことがわかる本』小栗正幸（講談社）

生徒指導の対象となるような生徒に原因として発達障がいがあるとなかろうと、どのように指導・支援すべきかが書いてあります。生徒指導部必読。

『ファンタジーマネジメント “生きづらさ” を和らげる対話術』小栗正幸（ぎょうせい）

困った生徒や困った保護者への対応が具体的に書いてあります。

## 『自閉症の僕が跳びはねる理由 会話のできない中学生がつづる内なる心』

東田直樹（エスコアール出版部）

自閉症のため会話のできない著者が、中学生の時に書いた文章。中学生に、これほどの文が書けるのかと驚きます。この本によって、自閉症の子どもたちが、どういう状態であるのかが、理解できます。発達障がい関係の本には、「自閉症の子どもは、一人遊びが好き」などと書いてあったりしますが、この著者は、明確に否定しています。ぜひ、ご一読を。

## 『あたし研究 自閉症スペクトラム～小道モコの場合』 小道モコ（クリエイツかもがわ）

これも、自閉症の自分を分析した内容です。著者が絵も描いており、楽しく読めます。